

2022年8月6日

弁護士・暁法律事務所 指宿 昭一

紹介頂きました弁護士の指宿です。よろしくお願いします。今日の会場は袴田事件で集会をやった時に来たことがあります。私は労働事件で労働者側だけをやっている弁護士で、やっている仕事は労働事件と外国人事件がほとんど 99%ぐらいです。今日はいわゆる入管問題、特にその在留資格や入管収容施設への収容の問題などに取り組んできましたので、その問題と、それに絡めて外国人労働者の問題についてお話をしたいと思います。今日の主催が静岡県労働研究所なので、外国人労働者問題に集中して話した方が良いかなと思いましたが、ただし外国人労働者問題と入管問題・在留資格問題は切っても切り離せない問題で、少し分野は違いますが、根深いところで強く結びついているので、むしろ両方を話した方が良いかなと思って、直接は労働問題ではないところも含めて、お話をさせて頂きたいと思います。

第1 名古屋入管ウィシュマさん死亡事件

1 事件の経緯

今、私が一番力を入れている事件が、名古屋入管ウィシュマ・サンダマリさんの死亡事件です。ご存知の方が多いと思いますが、昨年3月6日に名古屋入管で当時32歳のスリランカ人女性ウィシュマ・サンダマリさんが亡くなりました。これがすごくひどい亡くなり方です。私は殺人だと思っています。実際、殺人罪で刑事告訴もしました。その辺りのことをこれから話しますが、このウィシュマさんという方は、もともとスリランカで英語の先生をしていました。日本へ行って、日本で英語の先生をやりたい、子供に教えたいと考えて、日本に来て日本語学校に通って、日本語を勉強しようとしていたわけですが、なぜかよくわからないですが途中で学校に行かなくなってしまって、在留資格を失いました。その頃付き合っていた男性との関係でDV被害を受けていて、その辺りが多分背景にあると思いますが、在留資格を失ってしまいました。その男性とのトラブルもあって、静岡県の沼津の交番に駆け込む形で保護を求めたわけですが、保護されるどころか逆にそのまま入管の方に送られてしまって、収容されたのが8月20日のことです。結構体格の良い方で収容時は84.9kgありましたが、3月6日に亡くなった時には20kg以上体重が減っていました。

彼女は当初はスリランカに帰るつもりでした。ところがコロナがひどい時期で、飛行機が飛ばない、あるいは飛んでもスリランカに着いた後が、ホテルで隔離ということになっていました。だけどその費用を持っていないということがあって、飛行機に乗れる状態ではありませんでした。そういうこともあってしばらく収容されていましたけれど、そうしているうちにDVをしていた男性から手紙が来ました。ウィシュマさんが捕まった時に、警察で在留資格のない男性と一緒に住んでいるという話をしてしまったので、彼の方も捕まってしまいました。彼は強い恨みを

持ってウィシュマさんに手紙を出して脅すわけです。10月に収容前まで同居していた男性から「スリランカに帰ったら、探し出して罰を与える」という趣旨の手紙を受け取りました。それで殺されるのではないかという強い恐怖を感じて「やっぱり帰らない」と言ったところ、入管職員が厳しい態度に変わったということです。

そして、ただでさえ人間は狭い場所に閉じ込められて自由に歩けなくなるわけですから、強いストレスを受け、いわゆる拘禁反応が出ます。入管職員の対応が急に厳しくなったということとも相まって、食べ物や飲み物が喉を通らなくなってきました。1月20日の時点で12.9 kg 体重が減る、飲食をすることが困難な状態であることを訴えていました。ところが2月5日に初めて外部の病院を受診しましたが、なぜかこの日は胃カメラを飲んだだけで、他の診察は何も受けることができませんでした。この医者には後で私たちが会ってきましたが「入管から頼まれたのは胃カメラだけだから、私はそれをやっただけで何も責任がありません」と、医師にあるまじきというか、ウィシュマさんの命を助けるとか、健康の被害を回復しようという気持ちはまるでないようなことを言っていました。なぜか胃カメラしかしてもらえなかった。体重が減ってきているわけで、このころから飢餓状態に陥っていることは、尿検査の結果である程度出ていたわけです。本人も点滴を求めています。だから点滴をすればいいのに、点滴をしないでそのまま返されてしまったわけです。ちなみに名古屋入管には点滴の設備はありません。点滴しようと思ったら病院でやるしかありません。入院させてやるのが一番いいですけど、入院しなくても点滴ができますから、せめて点滴で栄養補給をするべきだったのにしませんでした。

2月15日が本当に決定的にひどい話ですが、もう一度尿検査をやって異常な数値が出ました。「ケトン体 3+」という数字が出ました。ケトン体というのは、体が飢餓状態に陥って、ブドウ糖で人の脳や体を動かすことができない状態になっているときに、つまり体にブドウ糖がなくてケトン体という物質が代わりに出て、そのケトン体でなんとか体を動かすという状況のようです。ブドウ糖の代わりにケトン体があるからいいじゃないかということにはならなくて、これが出ていること自体が飢餓状態を示していて危険であるし、またケトン体が出ている状態では体が酸性になってしまっていて、そのままほっておくと臓器がどんどん傷んでいき、そういう意味でも危険だということです。しかもこの「3+」というのはかなり高い数値です。非常に高い数値です。複数のお医者さんに聞きましたけれど、こういう数値が出て、それを見た時に医師であっても看護師であっても、すぐに点滴をしないということはありません、一体何をしていたんだっという風に皆さんおっしゃっていました。看護師はこの数字を見えています。そしてこの尿検査がそもそも入管の非常勤の医師、週に2回2時間ずつ来ていますけれど、この医師が指示して実施されたものです。ところがこの医師は「ケトン体 3+」という結果を見たか見ないか、報告を受けたか受けなかったか覚えていないと言っているわけです。非常に不思議なことです。看護師は報告したと言っています。報告しないなんてことがありえるのかなと思いますが、仮にそうだとしたら自分で指示しているわけですから、結果を確認しないこと自体がまずいわけです。いずれにしても看護師は入管の職員です。看護師もしくはプラスして非常勤の医師がこ

の状況を把握していながら対応しなかった、これ自体が不作為の殺人行為だと私たちは考えて刑事告訴の1つの柱にしています。

2月16日には第1回の仮放免申請が不許可になっています。仮放免というのは退去強制の命令、つまり強制送還の命令を受けた人は原則として収容されますけれど、何らかの理由、例えば健康上収容に耐えられないような時は、外に出すことができるわけです。これを仮放免という、仮に外に出すという意味で仮放免と呼んでいます。仮放免すべき状況であるのに、しないで不許可にしています。

3月4日に2回目の外部病院の診察を受けますが、なぜかこれが精神科です。精神科に行く前に、まず点滴を打つべきなのに、なぜか精神科に行かせています。しかもこの精神科の医師は彼女が飢餓状態に陥っていることの報告を聞いていません。それどころか2月5日に内科的な診察を受けて、内科的に問題がないということが明らかになったという嘘をついています。胃カメラで異常がなかっただけで、内科的に異常がないなんてことは誰も言っていないです。そういう内科的に問題がないという虚偽の情報が与えられて、更に入管から言われていたのは、この人は支援者から「病気になる」と仮放免してもらえるとと言われて、それで心身の不調を生じたと、詐病の可能性があるとことを言われているし、そういうメッセージを文章でも入管から受け取っています。それで診療録というものに、それを記載しています。こういう誤った情報を提供されて、精神科の医師が診断して一体何の意味があるのかと思います。意味があるのかというか、この誤った情報を与えて診察させて、最終的には医師の意思に従って対応しているから、入管に問題がないと結論付けていますけれど、はっきり言って無茶苦茶な話です。この医師は仮放免したほうが良いというふうに考えて、そういうことを診療録にも書いています。

その翌日3月5日、ウィシュマさんは脱力した状態になりました。このなくなる2週間間のビデオが存在しています。入管がこれを撮っています。私たちは裁判所の証拠保全手続きを通じて、ほんの一部ですけど見ました。3月5日、朝からもう死んだような状態です。少し声は出ています。「あ〜」という声を出しています。消え入るような、そしてこの「あ〜」という声が、泣き声に変わっていくわけですけど、泣き声の「あ〜」に変わっていくわけ状態です。脈拍もとれない、血圧も測れない、そういう状態でした。

3月6日も朝から反応が弱く、やっぱり血圧や脈拍は確認できませんでした。それでも入管は救急搬送しようとしません。午後2時7分に呼びかけに対して無反応で、名前をいくら呼んでも反応しません。さらに8分経って、やっと救急車を呼んで、3時25分に搬送先の病院で死亡が確認されました。収容時から21.5 kg 体重が落ちていました。

<事件後>

事件後の状況ですが、さすがに名古屋地検は殺人の被疑事実で操作を開始しました。でも遅々として進まないの、だいぶ後ですけど11月9日には遺族の代理人として弁護団が刑事告訴をしています。当時、入管法の改悪法案が国会に出ていて、政府はこれを通したいがために、このウィシュマさんの事件を何とか早く決着をつけたかったようです。4月9日に中間

報告なるものを出して色々調べましたけれど、入管に若干まずいところはあったけれど、責任はなく改善しますというものです。責任を認めないで、どうやって改善するのかと思いますが、そういう文章を出してこれで終わりにして入管法を通そうとしました。でも逆にこれは世論に火をつける結果になって、入管法は廃案になり、その後8月にまた最終報告というものが出ます。中間報告の一番酷いことは、私がさっきお話した2月15日の尿検査の件、これがすっぱり抜けています。後でなぜそれが抜けていたのかと聞くと、名古屋入管から東京の入管庁に報告が上がる時に、たまたまこの尿検査の資料が落ちていた、抜けていたということです。それは証拠隠しだろうって追求したら、いやそうじゃない、たまたまの結果だ、単なるミスで問題ないと、こういう感じです。

2022年の今年になって、3月4日、一周忌の2日前に民事訴訟を提訴しました。6月17日には名古屋地検が嫌疑なしで不起訴処分になっています。普通は嫌疑不十分ですが、嫌疑不十分ではなくて、嫌疑なしで不起訴にしています。死因がはっきり特定できないから、因果関係がそもそもないという風に言って逃げています。一番有力な死因は餓死です。低栄養と水分が足りないことで亡くなった可能性が高いけれど、それだと断定できていないから因果関係がない、だから殺人罪は成立しないということです。さらに駄目押しで、尿検査の結果に対応しなかったことについては、当時の名古屋入管の医療体制に不備があったからやむを得ない、仕方ないということです。直前に救急搬送しなかったのは、入管職員は素人だから、ぐったりしている状況を見ても、救急搬送しなければいけない状態かどうかは判断できなかったから、問題がないとして不起訴にしています。驚くべき判断です。日本の刑事裁判は因果関係を簡単に認めすぎるぐらい認めています。死因どころか死体が出なくたって、状況から言っている行為から人が死んだということが評価できれば殺人罪で有罪にしています。本件だけは急に検察は因果関係を厳格にとらえる立場に立って不起訴にしています。実は入管庁という所は検察と強い結びつきのある組織です。上の方の幹部はほとんど検事が占めています。そもそも法務省と検察庁は双子のような組織で、法務省の主要な幹部も検察が占めていて、人事も事実上コントロールしていると言われています。入管はなおさらそうです。そういう身内をかばって不起訴にしたとしか思えないです。

2 何が問題か？

(1)なぜ、点滴を打たなかったのか？

概ねお話しましたが、少しまとめておくと、なぜ点滴を打たなかったのか。これは、実は入管の驚くべき政策があって、帰国に同意しない人には医療をできるだけ行わないという拷問的なことが、他のケースでも行われています。強制送還のためには命も人権も関係ありません。皆さんは強制送還と言うと、本当に手と足を捕まえて、紐で縛って手錠かけて強制送還するようなイメージを持たれるかもしれませんが、そういうことをやることもありますけれど、普通はそうではありません。それをやるには、たくさんの人員と体制を取らなければいけないし、飛行機の中でもし暴れたり叫んだりすると、飛行機を出発させてもらえなくなるので、そういうやり方を入管は嫌っています。費用もかかります。どうするかというと、本人が自分で諦めて、

自分でお金を払って帰る、これが 1 番いいパターンです。そのためには本人を追い詰めて、「わかりました。帰ります」という風に言わせることが必要です。そのために入管に長く収容されているとほとんどの人は病気になります。できるだけ医療を行わないで苦しめて、「こんな状態は嫌だから帰ります。お金も何とかします。」という状況を作り出そうとしているわけです。実際、2016 年 4 月の入管の通知で、「送還忌避者の発生を抑制する適切な処遇及び送還業務について、様々な工夫や新たな手法を取り入れるなど、我が国に不安を与える外国人の効率的、効果的な排除に、具体的かつ積極的に取り組んでいくこと」を指示しています。実際、これをどれだけきちんとやっているかで勤務評定をするとか、そういう指示までこの後で出しています。そうやってウィシュマさんに限らず、全ての収容者をできるだけ医療をしない、帰国に同意しない限り医療しないことで追い詰めています。これは拷問だと思います。

(2)なぜ、仮放免をしなかったのか？

それから仮放免しませんでした。状況から言って、治療できないのであれば外に出してしまえばいいわけです。それもしませんでした。これは仮放免を不許可にするということ、帰国意思を持たせるための拷問として使っているということです。最終報告書に堂々と書いていますけれど、この「仮放免不許可を、相当の根拠があり、不当と評価できない」としています。理由が 2 カ所を書いてあって、その一つが「一度、仮放免を不許可にして立場を理解させ、強く帰国説得する必要」がある、そしてもう一つが「仮放免されてこれら支援者の下で生活するようになれば、在留希望の意思がより強固になり、帰国の説得や送還の実現がより一層困難になる」という風に言って、この仮放免の不許可を不当ではないと言い切っています。

(3)なぜ、入管は情報を公開しないのか？

それからもう一つの問題点として、こういう情報を入管は外に公開しません。ウィシュマさんが亡くなった後、遺族から委任状をもらって、私はすぐに名古屋入管に飛んで行って、たしか 4 月には行って、ビデオとか関係する資料を全部遺族に渡してくれと言いましたがダメだと言われました。情報公開請求をしろと言うからしてみたら、15,000 枚以上の紙がほとんど真っ黒で出てきました。遺族が本当に驚いていました。ビデオも裁判所の手続きで一部見ましたけれど、これも未だに遺族には渡していないです。このビデオを公開してしまうことを、入管はとっても恐れています。国会議員も何度も見せることを要求して、やっと去年の年末に、本当に一部の議員に秘密で、外に出さないということで一部を見せましたけれど、それだけです。一般の市民には全く公開されていません。この映像が公開されれば、本件の本質というのは、もう明らかになります。誰が見ても入管に見殺しにされた、入管に殺されたということが分かると思います。だからこそ入管は情報を公開しないです。こういう信じがたいような事が、入管においては行われています。

3 なぜ、このようなことが起こるのか？

ウィシュマさんの事件が、唯一のひどい事例では全くありません。入管庁の統計を取り始めたのが 2007 年以降ですけれど、2007 年以降 17 人の方が収容中に亡くなっています。うち 5 名は自殺です。追い詰められて自殺する人もいます。毎年のように被収容者が亡くなって

います。でも入管は一度も責任を認めたことはないし、起訴をされたこともありません。全て仕方がなかった、いや仕方がなかったところではない、入管は医師の指示に従い適切に対処していましたということで、だいたい逃れてきています。こういうことの起こる背景をお話すると、送還を忌避する人がいるから問題だ、この人たちを徹底して帰国させなければいけないと入管は言っていますが、実はそういう人はたいして多くありません。大体 3,000 人です。今、日本には 7 万人弱の在留資格のない外国人がいます。この人達は入管に摘発されれば、ほとんど 95% 以上は帰ります。色々帰れない事情がある人もいますけれど、他のほとんどの人は帰ります。一時期いわゆるオーバーステイの在留資格のない外国人がとても多かった時期があって、2000 年前後ですけど、30 万人の人がいたことがあります。その多くは外国人労働者として製造現場や建築現場で働いていました。これは徹底して帰国させるという政府の方針の下で、今だいぶ減ってきています。

それでも帰るに帰れない人が約 3,000 人います。そういう人はどういう人かと言うと、まず第一に難民申請者、例えば国を持たない民族と言われているクルド人とか、それからミャンマーの軍事政権の下で抵抗して戦っている人たちとか、帰るに帰れない人が全世界から日本に助けを求めてやってきて、難民申請をしてもほとんど認められません。例えばカナダの難民認定率は 55% くらいですけど、つまり 100 人申請すれば 55 人は難民として認められます。他の国でもだいたい 30% くらいの方が認められるところが多いです。日本は 1% に満たない数です。大体 0.5% くらいしか認められません。私たちから見ると、明らかに難民だという人が難民として認定されないです。こういう人が帰ったら殺されてしまいますから、帰るに帰れないです。収容されても、事実上の拷問を受けても、それでも帰らないっていう風に言っています。それから日本人や永住者と結婚したり、その家族であったりして、そういうことで帰るに帰ることができない子たちがいます。それからもう 90 年代からずっと日本で働いてきて、完全に生活基盤が日本にあって、今更国には帰れないって人達もたくさんいます。90 年代から 2004 年頃まで、日本はオーバーステイの人たちを帰そうとしていませんでした。むしろ社会の中で、安いそして危険な仕事を一生懸命やってくれる労働力として、むしろ都合よく使ってきました。それが急に方向転換したからといって、もう帰るに帰れない状態になっていた、そういう人たちが今でも一定数います。そしてこの人たちの子供たちがいます。送還を忌避している 3,000 人のうち、約 1 割の 300 人は未成年です。その多くの子は日本で生まれています。あるいは小さい時に日本に来ています。日本語でしゃべり、日本の友達がいて、日本の文化を身につけて、日本の食べ物食べて育ってきた子どもたちです。今から国に返されても、その国の言葉が喋れない子も多いです。喋れたとしても学校教育にはついていけません。そういう 300 人くらいの子供たちがいます。この 3,000 人を、入管は意地でも絶対に徹底的に帰すんだという、そういう不思議な政策を取り続けています。

救う方法はあります。まず難民申請者については、適切に難民を認定すればいいです。日本は国際基準から言うと、ありえないくらい難民を認定しないです。それ以外の人たちは在留特別許可という制度があって、人道上の理由などで在留資格を与えることができます。これを

適切に使えば、この 3,000 人のほとんどの人は在留資格を得ることができます。ただ意地でもそれはやらないというのが入管の方針なのです。送還を受け入れさせるために、さっきお話しした様々な工夫や、新たな手法を取り入れて、送還を受け入れさせています。今、実は長期収容ってあまりなくて、というのはコロナでたくさんの人を収容すると、クラスターが収容所の中で起こってしまいます。だから今はかなり外に出して、仮放免しています。ただコロナの前までは、4 年 5 年 6 年収容することがざらに行われていました。そして医療を行わない。そういうことをやってきたわけです。

第2 戦後入管体制と民族差別・人権侵害

この異常とも言うべき入管政策は、一体なぜ出来上がったのか。これは歴史的な背景から見に行かないとわからないと思います。現在の入管体制は基本的に戦後に確立して、ほとんど変わらずに、法的な根拠なんかは変わっていますが、基本的な理念、やり方、考え方は変わらずにきています。さらには戦前にまで遡ります。戦前、日本は台湾と朝鮮を植民地として支配していました。その台湾の人、朝鮮の人は、日本国民あるいは日本臣民であり、国籍があったはずなのに、全く違う形で支配されていました。植民地には事実上、当時の明治憲法は適用されていませんでしたし、また台湾の人、朝鮮の人は、いわゆる外地から内地に来るときには、すごく厳しい管理下に置かれていて、勝手に今の日本である内地に来ることはできませんでした。一旦来た場合には、ものすごく徹底した管理を受けていました。その管理支配を担当していたのが、特別高等警察、いわゆる特高警察です。この体制が、そのままではないけれども類似の形で戦後に引き継がれています。台湾の人、朝鮮の人は、日本の敗戦と同時に国籍を失ったわけではありません。植民地は解放されたけれど国籍はありました。ところが終戦直後から外国人扱いされて、外国人として支配され、管理されたということが始まっています。正式に国籍が剥奪されたのは、サンフランシスコ平和条約の発効の時、1952 年 4 月です。この辺りもすごくおかしいことです。国籍はあるはずなのに、外国人として管理されています。収容所に収容されたり、強制送還はその前から始まっています。しかも植民地から解放することは必要なことで良いことだけれど、国籍を奪うかどうかは別問題です。本人に国籍の選択権を与えるべきです。実際、植民地の解放の仕方というのは、色々ありますが、日本のように一方的に国籍を剥奪して外国人にしてしまうというのはむしろ珍しいと思います。

戦後、入国管理局ができますけれど、これは外務省の外局としてできて、それが後で法務省に移ります。いわゆる戦前の特高警察の上にあったのが内務省ですけど、内務省管轄の外国人支配というのは形の上では終わりました。ところが入管庁の発足に当たり、実は職員の多くは特高警察、失業した特高警察から流れてきたということが指摘されています。この考え方が完璧に戦後の入管の外国人に対する基本姿勢に引き継がれて、ある幹部がこういうことを言っています。「(外国人は)煮て食おうと焼いて食おうと自由」だと、本の中で言っています。実際どこかで発言もしていたらしいですけど、本の中でこういう風を書いてあり、証

拠に残っています。この考え方を、司法が追認した最高裁判例があつて、1978 年のマククリーン事件判決でこういう事を言っています。「外国人に対する憲法の基本的人権の保障は外国人在留制度の枠内で与えられているに過ぎない。」つまり人権は保障されるけれど、それは在留資格制度の枠内だということです。在留資格制度つまり入管制度の方が、人権や憲法より上にあるということを言っているに近いと思います。

この戦後の入管体制というのは、かつての旧植民地の人たち、特に在日朝鮮人の人たちを対象にして、徹底した管理と抑圧を行うために作られてきたものですが、これが 90 年代以降は、新たに日本にやってきたニューカマーと言われる、アジアを中心として全世界から日本にきている人たち、この人たちにも引き継がれていきました。基本的に外国人を日本の社会を共に支えていく、同じ職場や地域で共に暮らしている仲間としてみるのではなくて、潜在的な敵としてみて、徹底して管理して、何かちょっとでもおかしいことがあつたら、捕まえて收容し強制送還していく、こういう思想のもとで日本の入管政策、外国人政策は行われてきたと言えると思います。これが在日に対する管理から、今ニューカマーに対する管理にシフトしているというか、引き継がれているというか、そういうことがあると思います。

この考え方が実は技能実習制度などの外国人労働者政策の根幹と言うか、背景にあるのではないかと考えています。今すごく大きな問題になっているのが、技能実習生の多くは妊娠したら帰国させるぞと言われているし、実際そういうことが明らかに違法ですけど行われています。私の事務所にも、妊娠したら受け入れ機関に捕まって強制的に帰国させられそうだと、助けてくれというのが時々きます。妊娠したら帰国させるなんて、奴隷労働です。そういうことが平気でまかり通っています。それから多額の費用をブローカーに払って日本にきています。ベトナム人の場合だいたい 100 万円ぐらい払っています。ベトナム人の 100 万円は年収の 4 年分です。そんなお金は持っていませんから、借金をしてそれを準備して来しています。これも実習生を奴隷的な労働にになってしまう背景になっています。そういう状況の中で日本に来てみたら、賃金がちゃんと払われないとか、パワハラがあるとかセクハラがあるとか、そういう状況になることが多くて、耐えかねて職場を離れて、いわゆる失踪すれば在留資格を失って、捕まれば強制送還の対象になってしまいます。こういう状況は外国人を管理抑圧の対象とする現在の入管体制と、とても整合しているものだと思います。

技能実習制度をこれからどうするかということが、今大きく議論されていて、法務大臣が 7 月末に本格的な改善を図るということを打ち出しました。ところがそれと同時におかしいことが言われ始めていて、技能実習制度をなくして新たな外国人労働者の受け入れ制度を作った時に、コンビニ強盗が増えるという事を、なぜか多くの与党議員が言っています。論理必然性が全然わからないけれど、つまり外国人労働者に対する管理が弱まると、その人達はコンビニ強盗を始めるはずだ、間違いのないって言うわけです。それでその人達を捕まえて確実に強制送還できる仕組みを作らないと、外国人労働者の受け入れを整理することはできないということを言っています。確かに自民党議員はそういう考えの人がいると思います。ただみんなが同時に同じことを言っているのはどう考えてもおかしいです。特定技能制度という新たな外国

人労働者の受け入れ制度を 2017 年に作った時には、そんな声は出ていませんでした。これは推測ですけど、誰かがそういうことを与党議員に吹き込んで回っているのではと思います。その犯人として一番疑わしいのは入管庁です。いわゆる入管庁の職員が国会議員を回って、そういうことを入れ知恵というか、吹き込んで回っているとしたら大問題だと思います。

第3 国・入管側からの問題「解決」方針・入管法改悪法案

こういう状況の中で入管はさらに自らの権限を強めようとしています。ウィシュマさんの事件が 21 年なので、その 2 年前に長崎の大村入管という所で同じような事が起こっています。ナイジェリア人男性がやっぱり餓死しています。これは長期収容に対して抗議して、ハンガーストライキをした末での餓死ですけど、そこはちょっと違いますけれど、ただしハンガーストライキをして自ら自殺的な意味で死んだのではなくて、ハンガーストライキの結果、飲食ができない状態に陥っているのに点滴をしないで、それで死なせてしまったという、そういう意味ではウィシュマさんの事件と似た事件です。その事件を経て入管が出してきたのが、昨年入管法改悪法案です。つまり死ぬ方が悪いと、強制送還に素直に応じれば死ぬこともなかった、だから入管にもっと強い権限を与えて、確実に強制送還できるようにすれば、そういうことも起こらないんだ、これが入管の総括です。大きな柱だけ言うと、送還拒否罪というものを作って、強制送還を拒否したら犯罪にする、刑務所に送るということです。不思議な考え方ですけど、例えば難民申請者で自分の国に帰ったら殺されると思っている人に、刑罰を与えても帰りません。そうすると刑務所に行きます。刑務所に入ってまた元に戻ってきて、それでも帰国に応じないって刑罰に付せられて、つまりその人は入管と刑務所を行ったり来たりしながら一生を送るわけです。難民認定すればいいのに、そういうことをやろうとしています。

それから難民申請者は、今の入管法上、強制送還ができません。これは難民条約でも定められている「ノン・ルフールマン原則」というものがあって、自分の国へ送り返したら生命あるいは身体の危険があるような人を、無理やり送還してはいけないという原則から来ていますけれど、これを緩めてくれと言っています。難民申請を 3 回以上やっている人は、こんなの難民申請権の乱用だから、強制送還していいんだと、そういうふうに法律を変えてくれという事を入管は言っていて、そういう法改悪をしようとしています。昨年ウィシュマさんの問題もあって、多くの市民がこの法案に反対し、特に高校生や大学生が国会の前にたくさん集まって反対の声をあげました。そういう中でこの法案は廃案に追い込まれましたけれど、全然こりてなくて、今年も実は通常国会に出そうとしていましたけれど選挙前で出せなくて、でも選挙で与党が圧勝したので臨時国会でこれを出して来ようとしています。

第4 外国人労働者問題

1 技能実習制度の概要

技能実習制度については皆さんご存知だと思います。発展途上国への技術移転による国際貢献を目的として創設されたなんてことを言っています。こんなこと信じている人なんている

んですか。総理大臣も、法務大臣も、入管庁も、入管職員も、受け入れ企業も、当の実習生も、誰もこんなこと信じていません。「技術移転」なんて笑っちゃいますよ。例えば牡蠣養殖の現場にたくさんの実習生が広島とかに来ています。かつては中国、今はベトナムからたくさん来ていますけれど、牡蠣養殖なんてものが存在しない地域から来ています。同じような事が他にもたくさん言えます。例えば建設でペンキを塗る仕事をしに来ている実習生に聞いたら、やり方も全然違う、その人は中国だったと思うけれど、中国と日本ではやり方が違うので、全く役に立たないと言っています。そういうことから、仕事を学んでそれを国に持ち帰るのは幻想です。たまたまそれが役立っている人が1%か2%いないとは言わないけれども、制度の目的はそんなことでは全くありません。実習生は出稼ぎに来ています。出稼ぎでお金を稼ぎに来ています。受け入れる側は、安くてそして辞めないで、大変な仕事でも頑張って仕事してくれる貴重な労働力として受け入れます。このことは間違いありません。この間の7月末の法務大臣の記者会見で、たぶん国として初めてそのことをほぼ認めていました。制度の目的と実態が乖離しているという指摘があって、それについて私もそう思うみたいなことを、やっと認めました。この制度が始まって30年経ってやっと認めました。よく海外のメディアから取材を受けて、突っ込まれます。なぜ日本はそういう誰が見ても嘘だとわかることを政府が平気で言い続けるんだ、そのことをなぜ日本の市民は許すんだと、海外の人から突っ込まれて、私もよくわかりませんというしかありません。一度うっかり日本には本音と建前という文化がありましてって言ったら、さらに突っ込まれて、いったいそれは何ですか、合理的に説明してくださいと言われて、全く説明できなくて、変なこと言っちゃったと思ったことがあります。どう考えてもおかしいです。こんなでたらめが当たり前になり通っているわけです。

2 技能実習制度の歴史と現在

(略)

3 技能実習生の状況

厚生労働者が毎年、「外国人技能実習生実施者に対する令和〇年の監督指導、送検等の状況」という資料を公表しています。令和3年版が最近出ました。監督指導が9,036の事業所で実施されました。受け入れ期間について6,556事業所72.6%で違反が見つかりました。違反は安全基準が一番、割増賃金の支払いが2番、労働時間が3番、労働事件で送検されるなんていうことはめったにないですけど、25件が送検をされています。時々こういうことを言う人がいます。「日本の中小企業はこんなものだ」と、「だいたい調査に入ったら7割近くで労基法違反が見つかるのは当然のことだ」実際そういうデータもあって、労基署の調査が入って違反率というのは65%ぐらいです。「それよりちょっと多いくらいだから別におかしくないんだ」と、「大して酷くないんだ」と言いますが、どう思います。確かに実習生の現場だけではなくて、日本の企業において労基法違反が蔓延しているということ自体はその通りだけれど、ただ内容が悪質です。この7割で見つかっているのは、ほとんどが事前情報なしに調べに行くと、それでも7割以上で違反が見つかっています。普通の日本の企業の場合、本人から申告があって、それで行くことが多いです。ところがそうではありません。実習生は声があげ

られないです。声をあげたらどうなるか。解雇されて、あるいは無理やり帰国させられてしまいます。これは間違っただけですけど、殴って、蹴って、荷物を無理やりまとめさせられて、車に積み込まれて、空港まで連れて行かされて、返されるわけです。受け入れ企業がこんなことをやる権限はもちろんです。これは単なる犯罪ですけど、こういう強制帰国と私たちが呼んでいる、おかしい違法行為が行われているわけです。妊娠した場合もそうです。だから声があげられないです。技能実習生から労基署などに是正を求めて申告した数が、たったの 126 件です。調べているだけでも 6,500 の事業所で違反が見つかっています。それなのに実習生が自ら申告しているのが、たった 126 件です。

技能実習生の支払い費用に関する実態調査について、つまり中間搾取がどれくらい行われているかという調査を、入管庁が初めてしました。おそらく法務大臣の指示だと思えますけれど、今までひた隠しに隠して、自ら調査しなかったけれど、やっとやりました。来日前の支払い費用の総額が平均 54 万円だそうです。私に言わせればこんなものではないと思います。ベトナムは 100 万円ぐらい取られました。正確に言うと 80 万円から 100 万円ぐらいを多くの人が取られています。ちょっと少ないと思いますけれど、54 万円だってすごい数字です。このうち送り出し機関という正規のブローカーというか、制度の中に組み込まれているブローカーに払ったのが 52 万円、それ以外の仲介者、これは非合法の仲介者も含めてだろうけれど、これを払っている人は 11%と少ないけれど、その 11%の人は 33 万円払っています。そして来日するための借金は、技能実習生の 55%がしていて、平均値は 54 万円、こんなものではないと思いますけれど、借金しないで日本に来ている実習生なんてほとんど聞いたことがないです。ゼロとは言わないけれど、だいぶ甘い数字が出てきたとは思いますが、それでもこれが初めて入管庁の調査で明らかになったことは大きなことだと思います。これは中間搾取です。今日は労働問題に詳しい方が多いと思いますけれど、戦前の日本などでよくあったのが、いわゆる人買いをやる人がいて、農村から女性を連れてきたり、男性の労働者をどこかに紹介する時にお金を取るわけです。これは中間搾取として、戦後の労働基準法や職安法で禁止されているわけです。職業紹介する時にお金を取るとしても、それは雇用主・使用者の側から取らなきゃいけない、労働者から取ってはいけないというのが原則中の原則です。これは ILO 条約でも決まっています。ベトナムはこれに入っていないです。だからといって受け入れているのは日本だから、ベトナムから受け入れる時に、ベトナムのブローカーが労働者からお金を取るなんてことを許していいわけがないです。これを 30 年間許してきたわけです。ベトナムで禁止が出来ないなら、日本で止めればいいです。そんなブローカーがお金を取っているような、そういう国から受け入れませんとやればいいけれど、入管は今までこの事を全く問題にしていなかった。今回の調査で初めてこういうことを問題にし始めたわけです。しかも借金して来ているわけです。この借金を返さなければということで、みんな本当に必死になって、どんな違法な状態であっても、やめなくて働かなければいけないから必死に働くわけです。まさにこれは奴隷労働です。

問題事例について、残業の時給が 300 円なんていうことは今でもザラにあります。もちろん実習生にも労働基準法、最低賃金法が適用されますから、その県の最賃を払わなければいけないし、残業だから 25%増しで払わなければいけないけれど、そんなのを無視している企業は多いです。残業時給 300 円なんて、日本中どこであってもありえないわけです。最低賃金で 11 万円か 12 万円ぐらいは払わなければいけないはずなのに、手取りが 3 万円や 4 万円になっていることも多いです。これは不当な高額の家賃とか、水光熱費で控除をしてくいうことをしています。中間搾取の多額の渡航前費用は、合法的に取っています。それから人権侵害的なルール of 強要、権利主張は大体禁止されています。労基署に行くな、労働組合に駆け込むな、弁護士に相談するな、なんてことを送り出し機関との間でサインをさせられていたり、サインなしで無条件のルールとして押し付けられたりすることがいくらでもあります。日本人との交際禁止ルールもあるし、逆に同国人との交際禁止というルールが設定されている場合もあるし、恋愛・結婚・妊娠禁止というのもザラにあります。特に妊娠禁止はほとんどある場合が多いです。それからセクハラ、パワハラ、暴行が横行しています。何か声をあげようとすると強制的に帰国をさせられます。それから労災隠しのために、労災事故直後に国に無理やり返すこともあります。総じて言えることは、実習生は物が言えない労働者にさせられてしまっているということです。実習生から労基署への申告件数は年間約 100 件程度です。今年は 126 件ありました。

4 技能実習制度の構造的な問題

この技能実習制度の構造的な問題をまとめますと、1 点目は目的が嘘だということです。「技術移転を通じた国際貢献」というのは大嘘です。2 点目に職場を異動する自由がありません。技能実習計画の下で 3 年間同じ職場で働くこととされています。プラス 2 年ということもありますが、その時は移ってもいいよということになっていますが、3 年間は移ってはいけません。これも例外がなくはなく、例えばセクハラがあり、だからここでは働けない、別の所で働かしてくれという事は、一応出来ることにはなっています。ただし、まず言われるのはセクハラがあったことを証明しろと言われる。それで証明できたとします。それで確実に国が移動先を見つけてくれるのかというと、そんなことはないです。必死になって私たち弁護士や支援者が見つけようとして、結局見つからず、泣く泣く帰国するしかなかったという人もいます。3 点目、労働力マッチングつまり求人求職の過程で、中間搾取と人権侵害が行われます。費用のことは先ほどお話しましたが、さらに保証金を取ったり、違約金契約をしたり、違約金契約に保証人をつけたりすることもされています。これは実は 2010 年から禁止されていますけれど、日本の制度上やっと禁止させましたが、今でも続いています。入管はそのことを知っても動こうとしません。全くではないけれど、私も何件か入管に通報しましたが、結局動いてくれないケースがあります。動くケースも少しはあります。それから日本の国内の監理団体というブローカーがありますけれど、そこも受け入れ企業からお金を取っています。1 人の実習生につき毎月 3 万円から 5 万円程度取っています。これは企業から取っているから一応形式上は中間搾

取にならないけれど、実際その分を実習生の低賃金に転嫁しているわけです。こんな技能実習制度は廃止すべきです。改善や改良はありません。

5 特定技能労働者の受け入れ

これに変わる制度としてできたのが、2018年に法律ができて、2019年の4月からスタートしたのが特定技能という制度です。若干中途半端ですが、技能実習制度と違って、国際貢献とかは言っていません。外国人労働者としての受け入れだという事は認めています。移動の自由もあります。そこは一步前進だと思います。ただしブローカーによる中間搾取を禁止していません。それから1号と2号とがあって、1号は実習生と同じで、家族を連れてきてはいけないう、それから5年の上限というものがあって、5年経ったら必ず帰らなければいけない、こういうことにされています。そこが問題だと思います。ただ1号から2号にすると、2号は家族を連れてきて良いし、在留期間の上限があるわけではないので、この1号から2号への移行がスムーズに行われていけば、技能実習制度とは違って、外国人労働者の受け入れ制度としてはあり得る制度だと思います。ただしブローカーによる中間搾取を禁止しないと、実習生と同じようなことになると思います。

6 改革の方向性

改革の方向性について最後にお話したいと思います。まず技能実習制度については廃止するしかないと思います。法務大臣もかなり踏み込んだ発言をして、本格的な改革をすると、そして歴史的な決着をつけるみたいなことを言っているの、私も少しは期待しています。自民党の中にも廃止論が強いです。ところがこの制度で利権を得ている人達は、必死で制度を守ろうとして、いろんなことを言っています。制度を廃止すると大混乱が起こるとか、廃止しても中間搾取は結局なくならないから同じことだとか、逆に問題が闇に潜って、ひどいことになるとか、いろんなことを言って、この制度を守ろうとしている人たちがたくさんいます。確かに技能実習制度を廃止しても、それですべての問題が解決しません。中間搾取をしようとするブローカーはまた別の手を考えてはびこるだろうし、混乱するかもしれません。でもこの最悪の制度を廃止せずして、次の一步なんかありえないです。廃止されたら困る人たちがあらゆる手を使って、廃止を阻止しようとしていることに注目してもらいたいです。廃止が全てではないけれど、つまり廃止したからといって全ての解決ではないけれども、廃止以外はあり得ないということ強く訴えたいと思います。

そして特定技能制度を改革するか、もしくは全く新たな外国人労働者の受け入れ制度を作らなければならないと思います。今の日本の産業構造の中で、特に地方における農業や漁業や製造業の一部から建設業、こういうものを維持していくために外国人労働者の力なしでは維持はできないと私は思います。無制限に入れるべきだとは思いませんけれど、一定数の労働者の受け入れというのは不可欠だと思います。それを禁止するのは、流れから言っても不可能だし、下手なことをするとかえって混乱するだけです。だから適正に受け入れるべきだし、その時に一番考えなければいけないことが、外国人労働者の人権が守られる制度を作ることです。まず中間搾取を絶対に禁止する。ブローカーによって労働者からお金を取るなんてこと

は絶対に許してはならない。そして移動の自由は実質的にきちんと確保しなければいけない。最賃が低い県から最賃の高い県に労働者が移ったら困るから県内で縛りをかけようとか、そういう議論がいっぱいあります。それが本当に困るなら全国一律の最賃にすればいいんです。あるいはそもそも外国人労働者は最賃しか払わないという考えがおかしくて、低いところから高いところへ移動するのが嫌だったら、最賃+200円を出せばいいじゃないですか。そうしたら移らないです。本当におかしな議論が行われています。移動の自由は絶対に確保すべきです。そして5年経ったら帰れとか、そういうことではなくて、本人が選べば、定住可能な受け入れにすべきです。全ての人が別に日本に定住しようとしたがっている訳ではないです。日本で5年間稼いで帰って、ベトナムで家族と一緒に今後の生活をしていきたいという人がむしろ多いです。でも日本で馴染んで、日本でまだ働きたいという人たちの定住を拒否する必要はないし、また人権上もおかしいと思います。

全体的に言えることは、管理と排除の外国人政策ではなくて、多文化そして多民族が共生できる受け入れをしていくことだと思います。共生と言ってもなんか言葉だけで、具体的に政府が全然進めようとしていません。もう少し具体的に言うと、労働力として使い捨てにして、いなくなったら帰ってくれという受け入れではなくて、来てもらうからには同じ職場で労働者の仲間として一緒に働く仲間です。また地域社会と一緒に作っていく仲間として、国籍が違って日本にいて一緒に働き一緒に住んでいる限りは、日本社会を支えている仲間として共に暮らしていく、これが共生ということだと思います。スイスの作家のマックス・フリッシュさんという人が、50年ぐらい前にこういことを言っています。「我々は労働力を呼んだが、やってきたのは人間だった。」スイスもいわゆる移民国家で、労働力が足りなくて、外国人労働者を受け入れてきました。でもやってくるのは人間です。労働力なんていう人はいないです。必ずそれは人間です。人間だから笑ったり泣いたり怒ったりするし、悲しかったりするし、友達もできるし、恋人もできるし、家族ができるかもしれない、子供も生まれるかもしれない、そういう生きた生身の人間を受け入れるわけだから、それを人としてちゃんと受け入れて、人権や命を守っていくという態度を日本社会がとらないなら、一切の受け入れは止めるべきです。受け入れるからには仲間として人間として受け入れるべきです。それがこのマックス・フリッシュさんの言葉から言えると思います。「我々は労働力を呼んだが、やってきたのは人間だった。」人間として仲間として受け入れる制度を作っていかなければいけないと思います。私の報告は以上とさせていただきます。ありがとうございました。